

中山道間の宿 新加納 まちづくり会かわら版

第12号
平成27年
11月15日
発行

新加納まちづくり会
会長 小島秀俊



各務原市の第二期整備事業（平成二十七年～三十一年度）五ヶ年計画は、
（一）中山道（市道那691号線）村瀬建具店前～県道岐阜那加線間の整備。
（二）通学路、浜見町道路整備（名鉄新加納駅前～新田町歩道橋前）
（三）今尾医院南の道路整備（石畳施工）等予定。
各務原市ホームページ参照

中山道の整備（赤のれんぐ県道）
車のスピード抑制、路肩の拡幅等により歩行者・自転車の安全を図る。
横断歩道前、危険箇所にも朱色舗装する。

- ① 車両の道路幅を5m、路肩を拡幅し、歩行者の安全を図る。
- ② 道路中央の白線をなくし、車両のスピードを抑制する。
- ③ 全面カラー舗装をする。



中山道（691号線）赤のれん前

名鉄新加納駅前から浜見町～新田町歩道橋前までの道路を整備し、通学児童（二・三〇人余）を始め、通勤等歩行者の安全を図る。

- ① 那加第一小学校へ通学する児童と通勤・買物等、歩行者の安全を図る。
- ② 歩行部分をカラー舗装、交差点部分は朱色の舗装をする。
- ③ 市道422号線（L550m）



那加第一小学校の通学路（市道那422号線）

歴史のまち探訪
中山道「草津宿」(六十七番目)

十月二十八日（水）晴、会員二十人が参加し、中山道と東海道が合流する追分道標、「草津宿本陣」や「街道交流館」等見学しました。
草津宿は、本陣・脇本陣各三軒、旅籠七十軒余を構え、公家や大名を始め多くの旅人が休泊利用し、街道は大変賑わいました。
本陣の大福帳（著名人）、往時を思ふ貴重な古文書等が今も数多く残され、感嘆しました！
ボランティアガイドさんに感謝。



中山道「草津宿」本陣
(国指定史跡)

～中山道間の宿～新加納まちづくり会 第5回総会開催！

平成27年度 事業計画の概要 平成27年6月21日(土)

今年五年目を迎えた新加納まちづくり会は、六月二十一日（土）来賓・会員等六十人余が参加し、第五回総会を盛大に開催しました。
平成二十六年度の事業報告、平成二十七年の事業計画、そして収支報告及び予算、規約等について、提案通り承認されました。

〈平成二十七年事業計画〉

- 一、中山道整備（赤のれんぐ県道迄）
 - ・通学路整備（名鉄・JR踏切～浜見町内～新田歩道橋迄）
 - ・今尾医院南の道路整備ほか。
- 各務原市第二期事業計画への参画。
（平成二十七年～平成三十一年度の五ヶ年）
- 二、歴史のまち見学（十月予定）
 - 三、日吉のカエルプロジェクトの拡大。
 - 四、町内美化活動の取組。
- パークレンジャー&ビュティレンジャー、自治会、子ども会、シニアクラブ等と連携し、歴史景観豊かなまちづくりと歩行者優先の道路整備を図り、住みやすく安心安全なまちづくりをめざします。

お宝発掘「協力」のお願い

皆さんのご家庭、倉庫等に「昔のお宝！」が眠っていませんか？
現在、古文書・書籍・写真・古道具・骨董品等探しています。
この機会に、新加納まちづくり会までご連絡をお願いします。
新加納地域の貴重な歴史資料を収集整理し、保存する計画です。

会長 小島秀俊

読みきり 新加納立場地区

まめ歴史事典

丁稚小増



江戸幕府「慶安の御触書」公布

江戸幕府は、慶安二（一六四九）年「慶安の御触書」を公布し領地を支配。村役人の庄屋・年寄・百姓代が寄合を開き、村の農民に「年貢の割当」を行いました。そして、年貢から衣・食・住に亘るまで、農民の生活規範（全三十二条）を申渡し周知しました。

村の「五人組」は「年貢の連帯責任」と「相互扶助」を担い、農民は朝から晩まで働き、麦や粟・稗などの雑穀類を食べ、ずっと困窮生活を強いられました。主な内容は次の通りです。

- 一、公儀御法度を恐れ、地頭代官の事を おろそかに存せず、さて又名主組頭をば真の親とおもふべき事。
- 一、朝起をいたし朝草を刈、昼は田畑耕作にかゝり、晩には縄をなひ俵をあみ、何にてもそれぞれの仕事、油断なく仕るべき事。
- 一、酒茶を買のみ申間敷候、妻子同然事。
- 一、百姓は分別もなく、末の者もなきものに候ゆゑ、秋になり候へば、米雑穀をむざと妻子にも食はせ候。

いつも正月二月三月時分の心をもち食物を大切に仕べく候に付、雑穀専一

- に候間麦・粟・稗・采・大根そのほか何にても雑穀を作り、米を多く食ひつゝし候はぬやうに仕べく候。
- 一、男は作をかせぎ、女房は芋はたをかせぎ、夕なべを仕り、夫婦ともにかせぎ申べく候。
- 然ればみめかたちよき女房なりとも夫のこをおろそかに存じ、大茶をのみ物まいり、遊山すきする女房を離別すべし。
- 一、百姓は衣類の儀、布木綿よりほかは帯きもの裏にも仕るまじき事。

- 一、多葉粉のみ申間敷候。是は食にもならず、結局、以来煩に成ものに候。
- 其の上、隙もかけ代物もいり、火の用心もあしく候。万事に損なるものに候事。

右のごとくにものごと念入れ、身持ちをかせぎ申べく候。身上よくなり米金雑穀を持候はば、家をもよくつくり、衣類食物以下につき、心のままなるべし。

米金雑穀を沢山に持候とて、無理に地頭代官よりも取事なく、天下泰平の御代なれば、脇よりおさへるものもこれなく、然れば子孫まで有徳に暮し、世間きんの時も、妻子下人等をも心安くはこみ候。

「年貢さへすまし候へば」

百姓ほど心安きものはこれなく、能々此れ趣を心がけ、子々孫々まで申伝へ、よくよく身持をかせぎ申べきもの也。

農民を集めるごみ



旗本坪内氏領内「申渡覚」全36項目、内生活編一部抜粋。～郡か町史より～

1669年頃 新加納村



- 一、鉄砲を打てはいけな。
- 一、神仏の祭礼など軽く行うこと。
- 一、他所から御書を送つて来てもらはざらばいけな。
- 一、能、歌舞は相撲など村内興行は禁止。(付)遊女など一切留めおかぬこと。
- 一、博奕は御法に違ひ、勝負事は一切禁止。
- 一、何事によらず味同心し、徒党がましいことをなす者、御の軽重により仕置。
- 一、町中へ出て酒を飲み雑務などした場合は申し出ること。
- 一、印鑑は大切にすること。庄屋や組頭に印鑑を預けておいてはいけな。
- 一、百姓は刀をたはははいけな。
- 一、諸事奢侈にしてはいけな。家作をせす衣類は袴・袴・袴、帯・袖口・半纏などもせず、庄屋のまじりあつても百姓に似合はらからぬ風俗をせむこと。農業に助むこと。
- 一、庄屋の妻であつても、飯餅や餅をさし音踏裏付草履、草履塗下駄、足袋を用い、走紙張の日本をさしてはならぬ。